

特集 戦後50年と横浜事件

事件を風化させぬために

元『中央公論』編集長 藤田親昌

このところ、ぼくは、清沢冽『暗黒日記』を読み、島木健作の『扇谷日記』を再読し、大佛次郎の『敗戦日記』を読んでいます。いずれもぼく自身が、これらの書物のある頁に横浜事件の関係者として登場していますが、それはそれとして、当時の国や軍が横車を押す姿が生々と語られ、批判されています。しかもそれは人間性を踏みじったあのような生活を二度としたくない、本当の平和がほしいという、実際の生活に深く根をおろした巷の声ですから、読んでいる中にその頃のぼく達の生活を思い出させます。

戦後五十年の節目という事で、いろいろな行事がこのところもたれています。しかし、本当に戦争は終わったのでしょうか。被爆者援護、慰安婦の問題等々、戦争はまだ終わっていないとぼくは思うのです。

戦時中、大本営発表以外は、国民は何一つ真実を知らされていませんでした。勝った勝ったが、いつとはなしに玉砕に変化、要するに負けた

ということ。国民は軍を信用しなくなるし、国の政治も信頼しない。これは敗戦への道であることを政治家も軍人も認識しなかったといっている。言論の自由を抑えることは、大きな躓きの原因です。形はなくなりましたが、心の中では戦うという行為を認めている人々が、ぼく達の周辺にはまだ居るということ、戦前戦中の行動原理が今でも生きていくということ、歴史認識をきちんとしないということ、これも怖いことです。

ぼくが神奈川県特高に検挙されたのは、十九年一月末。ぼくは前歴がなかったため、特高が描いた共産党再建にはどうしても結びつかず、その上何を訊いても知らぬ存ぜぬで通したため、二十年一月二十七日に、起訴留保で解放されました。帰宅して女房から訊いた話。

●特高が、藤田は何を訊いても知らないだけ、気が狂ったのではないかと連絡してきた。

●妻、雪子は自分出来る事は何

だろうと考えた末、陸軍報道部の秋山中佐にたのんできようと思ひ、男装して報道部へ乗込み、中佐にたのんできたが、藤田君の事だから何とかして上げたいが僕が動く軍が動く事になるから……と体良く断られた話。つまりぼくと共に女房も闘ったわけ。

昨年九月、東京新宿の朝日生命ホールでふじたあさや作・千田是也演出で青年劇場の「村井家の人々」が上演されました。これは横浜事件をバックに村井家の人々の動きと、これを放送しようとしたプロデューサーの良心と商業主義との戦い、それから自粛という言葉に潜む麻薬が、言論弾圧の動きをサポートする矛盾を追及したもの。作者のふじたあさは横浜事件を風化させないよう、五十年たった今、これを書いたといっています。同時に、言論弾圧とは本当に何だったかを追及していきます。横浜事件を歴史上の事件として扱うのでなく、現代の報道や言論の問題提起をしたいというのが作者の念願だったとぼくは考えています。

横浜事件を風化させないために、時々この言論弾圧の問題をテーマとするイベントを行うこと。もう一つは文化団体その他庶民的な組織が言

論問題に関心を深めるような動きを起す必要があるようです。要は、団体でも個人でも、この動きに積極的

危ういマスコミの現状

評論家 松浦 総 三

に参加することが必要だと思っています。

私は八〇歳を過ぎて書いた二冊の本（『天皇裕仁と東京大空襲』『天皇裕仁と地方都市空襲』）の中に「地方都市空襲は大日本帝国憲法の『結論』であった」と書いている。右の筆法

をくりかえせば、「横浜事件こそは大日本帝国憲法の『結論』であった」といわざるをえない。美濃部達吉もいったように、一八七五年（明治八年）のザンボウ律いらい、この国の言論弾圧には「天皇の影」が色濃くしみついていた。

私は「横浜事件世代」であり、治安維持法世代でもある。横浜事件の原因となった細川嘉六「世界史の動向と日本」（『改造』一九四二年八月号）が発行されたとき二八歳であった。当時の私は思想的には「米英

派」（と特高は私のことをいった）であった。だから、あの大戦争の本質を割合と冷静にみる事ができた。

一般的には、横浜事件は敗戦直後に朝日新聞などに報道されて知られた。が、私は戦中から中央公論や改造に知人がいたので、横浜事件の噂は知っていた。横浜事件の近距離の地点にいたことになる。にもかかわらず、敗戦後には横浜事件の本質がわからなくなってしまった。何故か。

敗戦から三年間ばかりは、横浜事件被害者たちは抵抗の「英雄」として報道された。また「英雄」きどりの被害者もいた。青地晨は自嘲的に自らを「横浜事件利得者」といつていた。一〇歳年下の安田武などはこ

ういう風潮にかなり不満をもっていたようだ。こういう一時期をすぎると冷静になると、横浜事件も正しくみることができるようになってきた。とくに、今回、私は『天皇裕仁と地方都市空襲』を書きながら、ようやく横浜事件がよく分った気がしてきた。

横浜事件被害者らが逮捕され暴行された治安維持法には「国体を変革し」とある。国体とは「万世一系の天皇君臨して統治権を総攬し給う」国柄である。しかし「国体」はそういう散文的な規定だけではない。歌劇社会運動取締法案が治安維持法およびその改正をへて思想犯保護監察法へと「進化」してゆく。この過程を丸山真男は「国体が思想問題にたいては外部的行為の規則をこえて、精神的『機軸』として無制限な内面的同質化の機能を露呈してゆく過程でもあった……」（丸山真男『日本の思想』）と洞察した。

一九四四年（昭和一九）七月一日、中央公論、改造は自発的に廃業させられた。この日、内大臣木戸幸

一の記事は書いている。「安藤内相参内。最近思想動向につき奏上。拜謁後、来室。最近險悪となる政情につき懇談す」。この上奏に改造、中公の話がないとは考えられない。七月一日といえ、三日後にサイパン三万人はヒロヒトのために「玉砕」している。

いよいよ「本土決戦」である。そのまに、改造や中公編集者の邪魔者は殺せというのであろう。裕仁は安藤内相の上奏を満足そうに聞いたに違いない。

戦後は天皇によるマスコミ弾圧はめつきりすくなくなったが、油断できない。荒垣秀雄の深沢七郎「風流夢譚」批判（60・12・1）、裕仁の原爆投下肯定論報道（75・11・1）、さらに「昭和Xデー報道」。これは本多勝一によると「本島（長崎前市長）さんを撃つ側からの報道」（『貧困な精神』）であり、数はゴマンとあった。

戦後五〇年、日本のマスコミは、再び横浜事件へ近づいて歩みつつあると言わうかない。

特集

戦後50年と横浜事件

特集 戦後50年と横浜事件

よき友を偲んで

元『改造』編集者 佐藤 宏

「戦後五〇年と横浜事件」と云う言葉を聞いて、今でも痛恨の思いがするの、その「事件」でよき友の多くを失ったと云うことである。しかも、この「事件」の実態は当時戦時体制下であった日本の官憲、官僚による言論の自由への弾圧の一端をなすものなのであった。にも拘らず、今日なお当局側はそのような不当行為に対する反省の色をば見せてはいないようなのである。

私にとって身近に「よき友」であったのは、相川博、小野康人の二君であった。私と彼等とは同時期に法大文学部で共に学んだ間柄であった。当時の文学部の学生数は極めて少なかったため、旧制地方高校出身の相川君と、確か検定合格者であった小野君と、貧しい給費生であった私とは、常時教室や研究室で顔を合せていた。また小野君の奥さんであった貞さんの寡黙な姿をも大学図書館の受付で見受けたものである。

外国文学を学ぶと云うことは狭い日本を脱出したいと云う一つの願

望でもあったが、それを助長してくれる三木清を含むよき師達にも私達は恵まれていた。昭和一二年に大学を終えた私は、大学の教職を去って名古屋の一会社にいた小野君の実兄であり、ジョイスの『ユリシーズ』の森田草平を中心とする訳者グループの一人でもある築井健人の招きで名古屋に行ったのであるが、私のわがままで結局そこを去ることになり、昭和一四年の改造社の編集者募集に応じた。そして入社してみた

さした。そしてこの年の末に日本の対米英宣戦布告が見られるのであるが、その直前に私は改造社を辞して官庁外郭団体等の調査関係の仕事に身を潜ませた。

昭和一八年に「横浜事件」が起り、翌一九一九年七月に『中央公論』『改造』に廃刊命令が発せられている。因みに、同年八月には国民総武装決定で竹槍訓練が始められている。かくして「横浜事件」の実態は自明なのである。この事件が元で相川、小野の二君も早くして世を去った。

ところが、今日依然として続けられているのは事件の裁判沙汰である。それに対処する、下手人たる司法官僚は、「事件」を、人を貶めていたにも拘らず、曖昧に糊塗しようとして見るかに見える。そこに私は、環境に流されながら自己中心の欲望にしがみついている、卑劣な人間の悲惨な姿を看取しうるように思うのである。

時局は切迫していた。昭和一二年に日支事変が生じ、一四年にはノモンハン事件が起こっており、街頭には出征兵士を送る歓呼の聲が溢れていた。そして戦争製作の批判者、斎藤隆夫の衆議院議員除名、日独伊三国同盟の調印、大政翼賛会発会式、また東條陸相の「戦陣訓」の示達等に見られる戦時体制の強化、自由抑圧の趨勢は私に強い嫌悪の念を覚え



刑事訴訟法の空文化

歴史学者 家 永 三 郎

法の空文化は、昔も今も変わらぬ現象で、現代でも憲法九条の空文化していることは、良識ある人の目には明白であろう。明治憲法のもとでいちばん空文化の進んでいたのが刑事訴訟法であった。横浜事件のような、残虐な拷問による冤罪の発生は、その典型的なあらわれと見ることができる。

明治憲法のもとで、治罪法と大差のない明治刑事訴訟法（一八九〇年制定）を全面的に改正して成立した大正刑事訴訟法（一九二二年制定）は、もちろん被疑者・被告人の権利の保障の点で欠陥の多い法律であったが、その程度の刑事訴訟法でさえ、もしその規定が文字どおり厳守されていたならば、捜査・検察側もそんなにめちやくちやなことではできなかったはずであるのに、官憲により公然と無視され事実上空文化した

刑訴のもとで、さまざまな形での「人権蹂躪」が堂々とおこなわれていたのである。当時「人権」という用語はこの四文字の熟語の中で用いられることが多く、いわば明治憲法体制下の「人権」は「蹂躪」される形でのみ観念される大勢であったと言っても過言ではあるまい。

例えば、被疑者の逮捕・勾留には、はじめ違警罪即決例の浮浪罪の適用、のちには行政執行法によるたらいまわしの長期勾留、さらに「承諾同行」「承諾留置」という、本人の任意によるかのごとき擬制の形にまで発展したのである。大正刑訴でも強制処分を伴う捜査手続にはかなりきびしい制約があったにもかかわらず、警察官の「ちよつと来い」だけで人民がいつでも留置場にほうりこまれることが日常茶飯事であったのは、明治憲法下を生ききてきた世代

の人々には周知のことからであると思う。

すでに明治初期に自白がなければ有罪とできない法定証拠主義が廃止され、拷問は職権濫用罪として犯罪行為とされていたにもかかわらず、警察での拷問が日常茶飯事としておこなわれていた。一九三三年の小林多喜二の築地警察署による虐殺はその極限例である。

明治憲法下ばかりではない、日本国憲法下の戦後の日本でも、しばしば拷問による冤罪が発生している。

学生時代のこと

安 江 淳

私は学生時代（一九四〇年）、東大在学中読書会で、治安維持法違反の疑いで、六本木署に約一ヶ月間拘留された者です（東大事件）。

妹も読書会（ベールベルの婦人論を岸本みつ子さん等と）の件で四年一月に岡崎で検挙され、千葉の警察に勾留、終戦を千葉の刑務所で迎えました。

横浜事件の関係者である大森直道さんの弟とは高校時代同級生で

私は、一九五一年に発生した八海事件で死刑をふくむ有罪判決を受けた四人の被告人から警察での拷問の実態を親しく聴取したことがあり、第一次差戻審の全員無罪の判決中にも婉曲なことばで拷問のあった痕跡が指摘されているのであって、横浜事件は、このような刑事手続の長い歴史を背景として見たとき、はじめて十分に理解できるのであるまいか。

（具体的状況とその史料については、拙著『歴史の中の憲法』第四章第二節四・第八章第一節三参照。）

した。そんな関係で読書会の指導者とともに大森直道さんを訪ねたことがあります。話の内容はすっかり忘れてしまいましたが、フアジムのことではなかったかと思えます。

横浜事件は、戦後五〇年たつてしまった今、第二次再審請求をおこなっていますが、私共、外部の支援する会の一員として、お役にたっていないという感じでいっっぱいです。

* 東大事件——一九四〇年九月帝大「行幸」を前に学生運動家を大量に検挙した事件。

特 集

戦後50年と横浜事件

第二次検察官意見書に反論する 弁護団意見書

●平成七年六月
●日下部長作ほか一〇名
●横浜地裁第二刑事部宛

第二次再審請求は、原判決において、小野康人氏が「共産主義的啓蒙論文」である細川論文を支持し、校正作業をしたことを「犯罪事実」の第一としながら、「証拠」欄に細川論文が記載されていないことを指摘し、法廷で調べられなかった細川論文を「新証拠」として提起されました。

したがって、検察側と弁護団側の応酬は、原判決を行なった法廷が、細川論文を証拠として審理したか、しなかったかをめぐって争われています。第二次検察側の意見書の内容はつぎのようなものです。

検察側主張の要点

(一) (1)、原判決書中に引用の細川論文のページ数と『改造』掲載のページ数が一致するから、同論文を事実認定に用いたことは明らかである。
(2)、旧刑法下、どんな証拠で事実認定を行なったかは、判決文中で

内容を推知しうる程度に説示すれば足りるとされており（大審院決定、大正一三年）、必ずしも証拠欄に掲げねばならぬわけではない。
(二)、原判決時に記録や証拠物が焼却されていたとは到底考えられない。

(三)、弁護団側は法廷で証拠調べが

団論
弁護
弁反

検察意見は判例誤読の暴論

検察官意見書(一)は、旧刑法下における公判、判決書作成の実情を知らないものである。公判請求書や予審終結決定書記載の犯罪事実をそのまま引き写すことはしばしば行なわれており、その際、それら書面記載の犯罪事実中押収物の表示も、証拠として取り調べられたかどうかにはかわりなく、引き写された。ページ数字が一致しているからといって、裁判所が細川論文を取り調べたという推論は成り立たない。

なされたとは考えられぬというが、旧刑法では「証拠物ハ裁判長コレヲ被告人ニ示スヘシ」と定めているにすぎない。本件は、細川論文の要旨を被告人に告知する要のない場合である。(以下、さらに二項目ほどあり、それについては小野貞さんの上申書で駁論されています。)

(2) 大審院決定の意味をとり違えている。この決定は、大正一二年の窃盗事件につき、原判決は、「被告人ノ当法廷の供述」「盗難始末書ノ記載」を掲げているのみだが、それでは被告人の供述内容も、盗難始末書にどのような記載があったかも推知できず、そのため証拠のどの部分を犯罪事実認定の資料としたかが判断できないとして、原判決を破棄した判例である。大審院の決定は「証拠内容は必ずしも具体的に明示の要

なしといえども」と言いつつ、しかし証拠のいかなる部分によっていかなる事実を認定したかを明示することは必要であり、その要件を欠く判決は違法としている。検察側は、大審院決定文中の片言隻句を引用し、しかも誤読し、暴論にいたっている。

検察側が主張する「犯罪事実の認定に供した証拠」を、「証拠欄」に記載する必要がないといった見解は、旧々刑法以来、まったく存在しない。(このくだりは、右大審院決定を具体的に検討した詳細な反論になっています。)

さらにいえば、昭和一八年にはじまる横浜事件は、戦時刑事特別法が適用される事件である。特別法は有罪判決における証拠証明を簡略化し、「法令ノ適用ヲ示スニハ、証拠ノ標目及法令ヲ掲グルヲ以テ足ル」としたもののだが、この法律によって、犯罪事実の認定に供した証拠標目を「証拠欄」に掲げねばならぬとされていたのは明らかである。検察官の主張は、右法律の存在を全く見すごしている。したがって「証拠欄」に細川論文が掲げられていないことは、法廷で論文が取り調べられなかったことを強く推測させる。

記録焼却は横浜地裁も認めた!

(二)、判決時の記録焼却は到底考えられないというが、これは当時の状況を知らないものである。米軍進駐時、平時の常識では考えられないことが行なわれた。米軍進入路にあたる神奈川県では、とくに混乱がいちじるしい。横浜地裁、検事局における記録、証拠物の廃棄が、誰のどのような指示で、どれだけ行なわれたかの記録すらないではないか。第一次再審において、横浜地裁が、横浜事件関係の記録は焼却されたと判断しているのは、一般的に正しいというべきである。

公判廷での証拠調べはなかつた

検察側主張(三)は、論文要旨の告知の必要はないと延べているが、旧刑訴法第三四一条の解釈として、証拠物中、書面の意義が証拠となるものの取調べ方法について、展示にあわせて朗読を必要とする有力な学説があった。証拠物の外形を示すだけでなく、文字を閲覧、意義が理解できる程度に被告人に示す必要があると解すべきである。

このことは同法第三四七条第一項で、各個の証拠について被告人の意見を問うべしと定めていることから、当然である。かりに当時、細川論文が押収物として存在していたとしても、細川論文のように数十ページにもわたる文書を、被告人に外形だけ示せばよい、といった議論は成り立たない。

上申書 検察官意見書への駁論

再審請求人 小野 貞

そこで、形式的審理、判決を急いだ当時の裁判所が、細川論文など押収物を公判廷に持ちこんで、証拠調べを行なうという手間のかかる方法を選ばなかつたであろうことは、容易に推測できる。つまり、検察側がいうように、本来必要がなかつたから論文要旨告知がなかつたのではなく、証拠調べをやらなかつたから記載がないのである。

(文責＝事務局・橋本進)

小野貞さんは検察官意見書(第一次、二次)に対し、罫紙十五枚、資料つきの上申書を書き上げ、弁護団意見書とともに提出しました。国立公文書館やワシントン公文書館の高資料をも読み込んだ労作です。

*

小野さんはまず、弁護団意見書と同じく、ページ数が一致するからといって法廷で論文審理が行なわれたとはいえない、と検察の強弁を批判します。そして二回の検察官意見書を読んで、原判決が細川論文を読んでいるなかつたという確信をますます固くした、と言います。

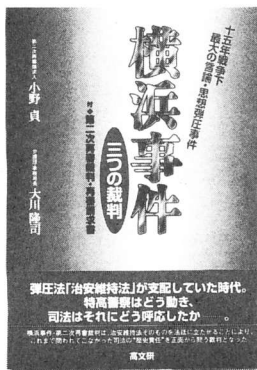
なぜなら、細川論文は当時の情報局検閲をパスして掲載されたものだから、これを治安維持法違反と断定するのなら、判決文中において情報局許可をくつがえし、同論文の内容について判断を示さなければならぬはずだ。ところが、そのような点は一切ふれずに断定し、証拠欄に「相川博調書の内容は、現存する『相川手記』と同一です。第一次再審の際、東京高裁は「小野、相川を含め」事件連座者の口述書の写しをみると、「右兩名に対しても拷問が行なわれたのではないか

との疑いを否定」できないと、述べました。拷問により強制・歪曲された手記——その内容における「事実」の架空性は一読すれば明らか——が、そのまま引き写しのごとく原判決に登場しているのを見ると、細川論文が法廷で取り調べられず「事実認定の用」に供されなかつたことは一目瞭然です。

小野康人は二〇〇円の見舞金を細川宅にとどけたことが犯罪事実の第二とされており、一方、風見章氏は一千元の生活援助金を提供しながら、不問に付されています。第二次検察官意見書は、この点につき、「証拠関係が異なるから」というのみ(同意見書四)で、何ら納得のできる説明を加えていません。

小野康人は「泊会議」容疑で検挙されたのであり、論文校正容疑ではありません。その「泊会議」が原判決文から消えていることをもって、検事側は、判決が予審終結決定を引き写したものでないことの証拠と主張しているが(前同五)、これは原裁判のいい加減さを証明するだけのことであって、法廷において論文審理が行なわれたことの証明とはとても言えません。

(文責＝事務局・橋本進)



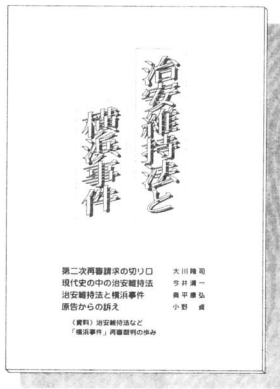
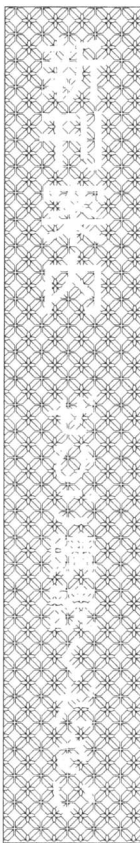
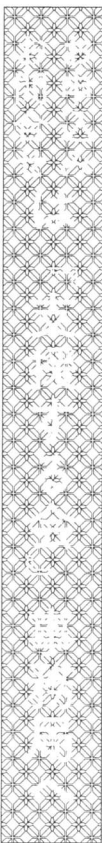
横浜事件 三つの裁判

●第二次再審の請求人、小野貞さんが、横浜事件の虚構性を打ち砕くために三年がかりで諸資料を読み返し、分析した労作です。

●また、大川隆司弁護士事務局長による論文「戦時下の言論と第二次再審」と、資料「第二次再審裁判請求書」が掲載されています。

●歴史用語や固有名詞には、編集部による注釈や「へ注」がつけられているので入門書としても最適です。

●定価一、〇三〇円（郵送の場合は、送料込で一、二〇〇円）同封の振替用紙をご利用ください。



治安維持法と横浜事件

●この小冊子は、第二次再審の実現をめざすために一九九四年五月二〇日に行った集会「治安維持法と横浜事件」の記録を『支援する会』事務局でまとめたものです。

●大川弁護士事務局長「第二次再審請求の切り口」、今井清一先生「現代史の中の治安維持法」、奥平康弘先生「治安維持法と横浜事件」などの講演がまとめられています。

●頒価五〇〇円（郵送の場合は送料込で七〇〇円、同封の振替用紙をご利用ください。）

会員の声

事務局へお寄せくださったお便りを紹介させていただきます（文責事務局）。

▼弁護士渾身のお力が司法を動かして、再審再開、名誉回復が実現しますよう心より祈念致します。小野さんはじめ皆様ご清栄を。

（斉藤美智子）

▼ご高齢の小野貞様のご努力に頭を下げるばかりです。再び権力による悪い社会にならないよう微力をつくしたいと思っています。暮々もご自愛の上でご活躍下さい。（若林しげの）
▼心ばかりの額ですがカンパとしてお送り致します。暮々も健康にご留意なさって下さい。（井上ケイ子）

●事務局日より

○残暑お見舞申し上げます。ことしの夏も大変な暑さとなりましたが、いかがおすごしでしたでしょうか。
○今井清一・荒井信一両先生のご協力で、『改造』細川論文の鑑定書を裁判所へ提出する件は、準備が着々と進んでいます。次号にはそのご報告ができる予定です。

○第二次再審請求実現のための署名運動は、ひき続き取り組んでいます。ぜひご協力のほどお願いいたします。

○八月末日現在の会員状況
会員数二九三名二九五〇（個人）
九団体一五〇（団体）

●カンパを寄せてくださった方々

- （3月）伊藤千里 松野修 （4月）小林英三郎 堀田善衛 清水弘道 千葉良信 香取章子 福田詢 原満三 寿 （5月）加藤丸子 栗田裕康 斉藤美智子 北繁 山本昌子 佐藤純子 古関彰一 若林しげの 小平克 熊谷浩一 （6月）青山房子 関幸造 南部正男 井上ケイ子 （7月）大槻道夫 青山房子 岩波芳組 （8月）田口信行 宮崎公子

入会申込・会費納入先

〒101 千代田区猿樂町1-4-8 松村ビル202
横浜事件・再審裁判を支援する会

☎ 03-3291-8066

〈年会費〉個人=2000円 団体=5000円

●郵便振替 00130-7-150641

振替用紙に口座番号、金額、氏名、住所など必要事項をご記入のうえ、お振り込みください。

●銀行振込 富士銀行九段支店
普通預金口座1478864「横浜事件再審裁判を支援する会」

